

重度障害者対応共同生活住居の整備促進について

1. 目的

重度障害者の地域における住まい確保のため、医療的ケアを必要とする方や行動障害のある方、重症心身障害者など、重度障害者の受け入れに対応した共同生活住居（グループホーム）の整備を促進する。

2. 実施事業及び事業概要

- (1) 重度障害者対応共同生活住居整備事業【建設向け】 令和7年拡充
 - ・法人自らが建設する場合に活用可能
 - ・整備費に係る補助金（国・市）の交付を想定し、重度障害者に対応する共同生活住居の整備事業を募集・選定
 - ・補助対象経費：創設、移転、増築に係る整備費

- (2) 重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金【賃借向け】 令和8年1月開始
 - ・国補助の対象とならない「建て貸し」等により開設する場合に活用可能
 - ・重度の障害を持つ方々に対応する共同生活住居の開設経費を補助（随時受付）
 - ・補助対象経費
 - ①開設から最大12ヶ月間の空き部屋の賃料
 - ②重度障害者や医療的ケアが必要な利用者の受け入れのための設備導入費
例：機械浴槽、リフト類、介護ベッドなど

3. 実績

- (1) 重度障害者対応共同生活住居整備事業【建設向け】
 - ・今年度より、募集対象を移転、増築にも拡充して公募を行い、1件を採択。
現在、国補助の活用に向けた国との協議中。

- (2) 重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金【賃借向け】
 - ・1月より補助制度の申請受付を開始。